第2回原子力委員会資料第3-1号



平成22年12月27日 独立行政法人日本原子力研究開発機構

核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設置について(お知らせ)

独立行政法人日本原子力研究開発機構(理事長 鈴木篤之、以下「原子力機構」という。)は、アジア諸国をはじめとするグローバルな核不拡散・核セキュリティ体制強化に貢献するため、平成22年12月27日付けで「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター」(以下「総合支援センター」という)を設置いたしましたので、お知らせします。

核不拡散強化、核セキュリティ対策は長期にわたる持続的な取り組みが必要であるとの我が 国の考えに基づき、本センターは、内閣府、文部科学省、経済産業省、外務省など、関係府省の 連携の下、国内外の関係機関の協力を得つつ、原子力新規導入国などに対し、①核不拡散・核 セキュリティ分野における訓練、教育等による人材育成及び人的ネットワーク構築、②核不拡散・ 核セキュリティに係る国際約束に基づいた国内の法体系整備などの支援、③核測定・検知等の 技術開発・支援、を行い、本分野における我が国のこれまでの平和利用の経験等に関する情報 発信を通じて、グローバルな核不拡散・核セキュリティ体制の強化に貢献するものです。

記

- 1. 設置日: 平成22年12月27日(月)
- 2. 住 所: 〒319-1118 茨城県那珂郡東海村舟石川駅東三丁目一番一号 「テクノ交流館リコッティ」ビル(2階及び3階部分)
- 3. 核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの概要:別添のとおり

なお、総合支援センターの開所式につきましては、来年2月頃を予定しており、詳細が決まり次第、別途お知らせします。

《参考資料》 核不拡散・核セキュリティ総合支援センターについて

【本件に関する問合せ先】

核不拡散・核セキュリティ総合支援センター 計画管理室長 直井 洋介 (TEL:029-283-4115) (報道担当)

広報部 報道課長 上原 勇相(TEL:03-3592-2346)

核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの概要

(設置の背景)

平成22年4月に開催された「核セキュリティサミット」において、日本のナショナル・ステートメントの中で、核セキュリティ対策に係る支援を制度化し、恒常的なものとするため、本年、アジア諸国をはじめとするグローバルな核セキュリティ体制強化に貢献するための「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター」を原子力機構に設置する旨表明されました。

(事業の概要)

総合支援センターは、我が国の原子力平和利用における知見・経験を活かし、アジア各国をはじめ、原子力新規導入国などに対する核不拡散・核セキュリティ強化に貢献することを目的とし、以下の3つを主要な事業とします。

(1) 訓練、教育等を含む人材育成などを通じたキャパシティ・ビルディング強化

講義、演習、ワークショップ、e-learningなどを通じて、中長期的な持続的活動のための ノウハウ提供や情報発信を行い、国際的なリーダーから実務者まで、幅広く訓練・教育を 含むキャパシティ・ビルディングの強化に取り組みます。また、これらを通じてアジア地域 を中心とした人的ネットワーク構築にも貢献いたします。

(2) 基盤整備支援

核物質測定、監視機器等の基盤整備や法令・国内制度・規則などの整備などハード・ ソフト両面における支援を行います。

(3) 技術開発・支援

国内の研究開発機能・能力を活用した核物質の測定・検知などの技術開発を行い、各 国の核セキュリティ強化を支援します。

これら事業の実施に当たっては、内閣府、文部科学省、経済産業省、外務省など、関係府省の連携の下、(財)核物質管理センター、(独)原子力安全基盤機構、大学等の国内関係機関と連携したオールジャパンの体制を構築するとともに、国際原子力機関(IAEA)、欧州原子力共同体(EURATOM)等の国際機関、米国、豪州、アジア諸国を中心として各国と協力・連携し、相互補完と効果的連携を図る多面的な協力を行います。そして、各国に対する我が国の経験や知見の普及や情報発信等を通じて、グローバルな核不拡散・核セキュリティ体制強化に貢献いたします。

総合支援センターでは、我が国の独自性を発揮しながら最小限の投資で最大限の効果を発揮するため、以下の点を特徴とした運営を目指します。

- ニーズに対応したきめ細やかな対応
- 既存の施設を活用
- 国内外機関との効果的連携
- これまでの経験の蓄積を活かす
- 最先端の技術を活用
- 技術開発との一体的運用